

一般社団法人日本発達心理学会 予算企画委員会規程

2020年9月6日 制定

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第13条(3)及び第41条に基づき、予算企画委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長（代表理事が担当する）及び副委員長（財務担当理事が担当する）、若干名の委員（以下、「委員」という）、学会事務局長、副事務局長により構成する。

2 委員長及び副委員長の任期は定款26条第1項の理事の任期にしたがい、委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に代理を務める。学会事務局長及び副事務局長は、委員長と副委員長を補佐する。

2 代表理事は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

(業務内容)

第4条 委員長は、委員会審議を通して、定款第41条に記載された事業報告及び決算に関する次の書類を作成する。作業にあたって必要な場合には、会計事務所などに業務委託して支援を求めることができる。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

(会議の開催)

第5条 委員会は、委員長がこれを開催する。

2 電磁的方法により審議を行うことができる。

(議事)

第6条 委員会は、過半数の委員の参加をもって成立する。

2 委員会は、参加した委員の過半数の賛成で議決する。

(改定)

第7条 この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。